

第25節 産業施設災害防止計画

昭和51年九州ガス圧送株式会社による熊本市への都市ガス供給開始に伴い、荒尾市並びに有明広域行政事務組合と事業者との間に災害防止協定を締結、また、平成23年大牟田工場建設により新たにLNG輸送導管を埋設。これら産業施設による災害の発生防止に万全を期するものとする。なお、各施設の災害防止計画は次のとおりである。

【ガス輸送導管施設】

1. 施設の管理責任者

住 所	福岡県大牟田市浜田町24番3	TEL 0944-52-2231
社 名	九州ガス圧送株式会社	
責 任 者	ガス事業部 導管部長	

2. 施設の現況

別 図	ガス輸送導管路線図参照
起 点	福岡県大牟田市新港町1番269 九州ガス圧送株式会社大牟田工場内 西部ガス向けガス導管起点バルブ
終 点	熊本県熊本市萩原町14-1番地 西部瓦斯株式会社萩原供給所内受入設備
輸送経路 導 管	荒尾市万田、大谷、運動公園、中央東、菰屋、高浜 内径339.8mm 肉厚7.9mm (350Aと称す) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP) ビニロンクロスタール2重巻被覆
延 長	62,972m (内荒尾市内8,956m)
埋 設 方 法	地中土被り1.2mに埋設
河川横断部	圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG38) を使用
地上露出部	さや管として450mm鋼管をもって保護
付 属 設 備	ガス遮断装置5ヶ所 (荒尾市内) 防食用外部電源装置1ヶ所 (荒尾市内) ガバナステーション

3. 予想される災害の種類

(1) 他工事による導管の破損

導管設置箇所付近での他工事は、事前に関係者間で保安に対する打合せを行い、

応急対策資材及び監視人を配置して工事を実施するので災害発生の恐れはない。

(2) 地震による導管の破損

導管の材料はガス事業法に定める規格に適合する鋼管を使用し、管橋部は圧力配管用炭素鋼鋼管を使用しているため、自然条件による損傷に充分耐え得る。

4. 安全管理計画

安全管理については次のとおり実施する。

- (1) 路線パトロール
6回/週（日曜日・祭日を除く）
- (2) バルブ室内部の点検及び換気
7回/年
- (3) 水取器の点検及びガス検知
1回/年
- (4) バルブの機能テスト及び注油
1回/年（3月）
- (5) 電気防食装置の点検及び電位測定
1回/月
- (6) 橋梁架管点検
1回/年（12月）
- (7) ガス検知器及び嗅覚によるガス漏洩検査
橋梁管・露出管 1回/年
道路部埋設 1回/年
その他 1回/年

5. 防災組織及び組織の業務分担

組 織	構 成 要 因	位 置 ・ 場 所
対 策 本 部	ガス事業部長、導管部長	現地又は本社
作 業 班	西部瓦斯、JFEパイプライン（株）要員 当社要員	現場
広 報 班	当社要員	現地又は本社
警 備 班	JFEパイプライン（株）要員	現地
器 材 輸 送 班	熊本管工建設（株）要員	現地

6. 緊急事態処理計画

(1) 通報計画（対関係機関、対住民）

万一事故、災害発生時の通報連絡については地元警察、消防署と密接な連携を保って、情報の交換、緊急措置を臨機応変に実施し遺漏のないように努める。

なお、付近住民に対しては広報車により注意を呼びかけ事故現場周辺一帯には交通止、立入禁止の標示を行うとともに警備員を配置する。

(2) 応急対策計画

事故発生と同時に所内の連絡系統表及び業務分担表によりそれぞれの部署につく。

7. 防災教育訓練計画

当社は、毎年1回事故を想定した総合防災訓練を行い、連絡体制及び有事の際迅速かつ適切に対処できる体制構築を図ることを目的とし、西部瓦斯社と連携をとり訓練を実施している。

8. 地震非常体制

ガス輸送導管の送り出し側（大牟田市）と受入れ側（熊本市）に、地震計を設置。地震計の震度及び気象庁の発表により、震度5弱以上で第1非常体制、震度5弱以上かつ漏えい又は供給障害の発生で第2非常体制、震度5強以上で第3非常体制、震度6弱以上かつ広範囲に被害が発生した場合は総合非常体制をとる。各体制図については別に定める。

9. 添付書類

荒尾市内ガス導管路線図

第26節 通信施設災害対策

【NTT西日本熊本支店非常災害対策】

荒尾市地域の災害対策としては、NTT西日本グループ会社等で通信設備の応急復旧にあたり、通信孤立地域の早期回復を図る。

また、通信施設に関しては、災害時において通信が確保出来る設備の対策と同時に、被災地及び全国から殺到する安否確認の通信への対処も要求される。

このため、以下のような耐震・水防の予防対策を実施している。

1. 施設の耐震性確保

営業所、交換所等の施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、過去の災害事例を考慮し更に施設の耐震の強化を図っている。

2. 通信設備の対策

通信設備（電柱、通信ケーブル等）は、災害において倒壊・切断等の被害や火災による延焼被害を受けやすい。

従って防災対策上からも通信ケーブルの地中化や重要ルートの分散化（2ルート化）を促進し、無線を活用したバックアップ対策等の推進を図っている。

3. 回線系統の対策

回線系統の二重化を進め、一系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって迂回通信が確保できるよう対策を実施している。

4. 災害時優先電話の登録

地震発生時には多数の電話が一時的に殺到するため、回線の輻輳（ふくそう）を防ぐため規制が行なわれる。

そこで、荒尾市の申請により災害発生時に使用する電話については、災害時の発信規制が行なわれない災害時優先電話回線に設定登録している。

5. 緊急通信回線開設用機器の確保

電話回線が不通になった場合でも、通信を確保するための手段として、衛星携帯電話及び可搬型の衛星通信システム等により避難所等に特設公衆電話やインターネットを提供する。

6. 緊急用資材、人員の確保

災害時に備え災害対策機器等の緊急用資機材を確保しておくほか、復旧要員についても荒尾市周辺部で大規模震災等が発生した場合、広域応援体制を発動し復旧要員を迅速に被災地へ派遣できる体制を整えている。

第27節 自衛隊派遣要請計画

1. 派遣要請基準

自衛隊派遣を要請する基準は次のとおりとする。

- (1) 災害に際して人命の救助あるいは諸財産の保護のため急務を要し地元の警察、消防、その他で対処し得ないと考えられるとき。
- (2) 災害発生が目前にせまり、予防のためには自衛隊の派遣以外方法がないと認められるとき。

2. 派遣要請要領

自衛隊派遣要請の要領は次のとおりとする。

- (1) 自衛隊派遣要請は、原則として市長が知事を通じて要請するものとする。
ただし、緊急やむを得ない場合は市長が直接要請する。この場合、速やかに知事あてに報告するものとする。
- (2) 自衛隊派遣の要請は原則として文書をもって行うものとするが、文書連絡では事態を遅延悪化させ、時期を失する恐れのあるときは、電話その他の迅速な方法で要請した後、速やかに正式文書で要請する。

3. 陸上自衛隊航空機との交信方法

- (1) 地上からの信号

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の色別	事 態	事態の内容	備 考
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態が発生している	緊急着陸又は隊員の降下を請う
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している	警察官に連絡を請う 通信筒をつりあげてもらいたい
青 旗	異 常 な し	別段の異常は発生していない	特に連絡事項はない

- (2) 前項に定める旗は1辺1mの正方形の布とし、上空から見易い場所で旗面が判明し易い角度で大きく振るものとする。
- (3) 航空機からの信号

地上からの信号に対する航空機の回答要領は次のとおり。

- 了 解 … 翼を振る（ヘリの場合は機体を左右交互に傾斜させる）
了解できず … 蛇行飛行（機首を左右交互に向ける）


(4) 航空機から地上に対する信号要領は次のとおり

	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す
誘 導	誘導目的地上空で急降下し引き返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号通信事項を求める際に行う

(5) 本市のヘリコプターの着陸地点は次のとおりとする。

ア 運動公園（陸上競技場） …荒尾市荒尾字中川後田

イ 北新地グラウンド …荒尾市大島町4丁目

地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、上記の地点に直径10mの H を図示し、風向きを吹流し又はT字型（風向 ）で明確に示すものとする。

4. 協議事項

自衛隊派遣に際し、派遣部隊の活動内容、宿泊施設、使用器材の準備、経費の負担区分、その他必要な処置などについては自衛隊と協議し、災害応急活動が円滑に行われるように図るものとする。

第28節 交通施設災害応急対策計画

道路施設の災害応急対策は、次のとおりとする。

1. 被害が比較的軽微で、応急対策により、早急に交通の確保が得られる場合は補強、盛土及び埋土の除去作業等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。
2. 応急対策に比較的長時間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を開設し、交通の確保を図るものとする。
3. 被害が広範囲にわたり、被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通の最も効果的で、しかも比較的早急に応急対策が終了する路線を選び、障害物除去計画、自衛隊派遣計画など必要な措置と相まって集中的応急対策を実施することにより必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

第29節 建築物応急対策計画

被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図り、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を図るため、建築物の被害状況を調査し、危険の判定・表示等を行う。

なお、担当窓口を荒尾市役所 建築住宅課に設置するものとする。

震度5以上の地震が発生し、多くの建築物が被害を受け、災害対策本部長（市長）が被災後の建築物応急危険度判定の必要があると判断したときは、「被災建築物応急危険度判定実施本部」を設置する。（熊本県被災建築物応急危険度判定要領）

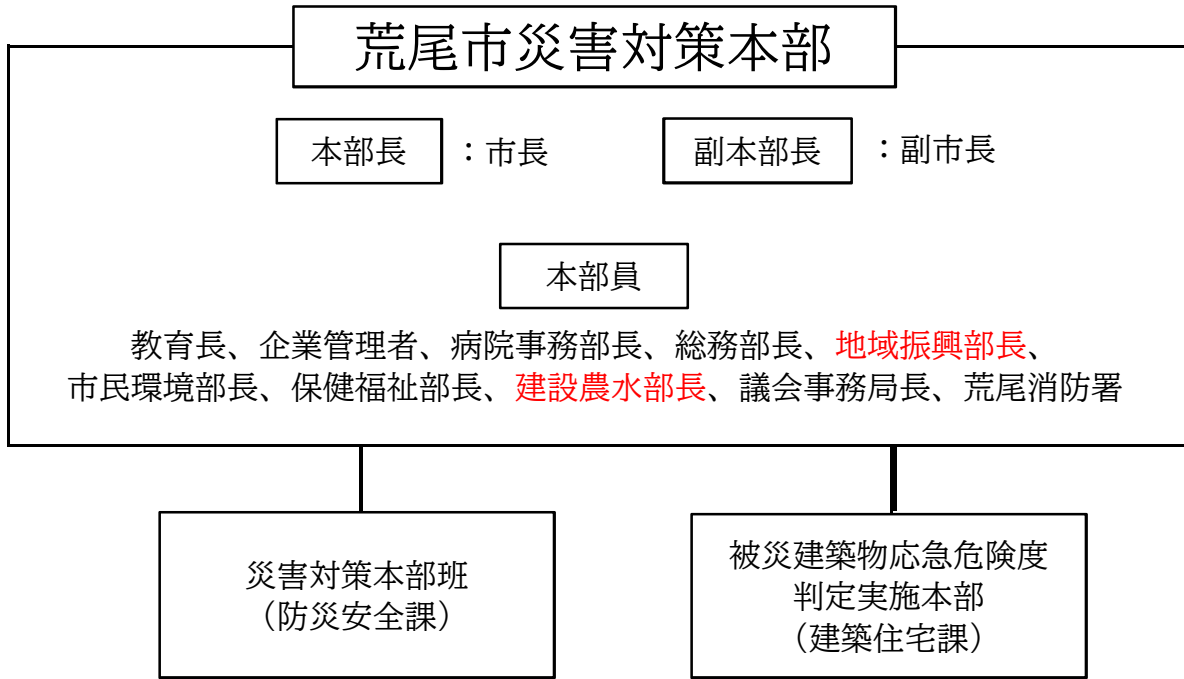
1. 人材の育成と確保

- (1) 県主催による講習会等の参加により、応急危険判定士の確定と、更なる判定技術の向上を図るものとする。
- (2) 応急危険度判定の技術を習得した技術者を応急危険度判定士として県の登録により確保し、緊急時に備えるものとする。

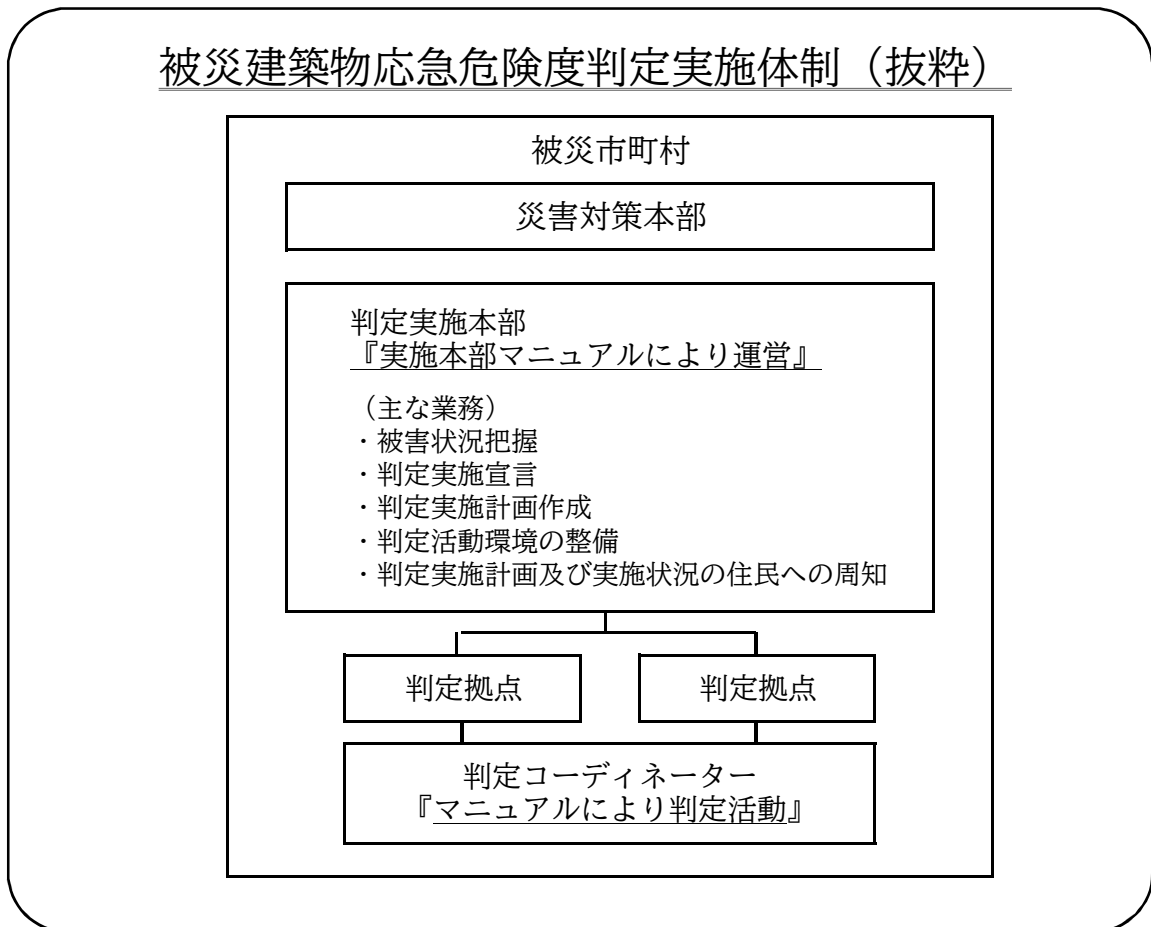
2. 応急危険度判定活動

市は県及び他の市町村、建築関係団体と連携し、県主導の災害想定訓練等により技術的研鑽に努め、被災時には市主管かつ県支援による応急危険度判定活動の連絡・派遣及び判定活動に必要な体制整備を図り、支援体制及び関係機関と連携して判定活動を行う。

被災建築物応急危険度判定実施本部（応急危険度判定業務マニュアルより）



熊本県被災建築物応急危険度判定要領（抜粋）



第30節 公共下水道応急復旧計画

災害等により公共下水道施設が被災した際は、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、応急復旧体制の確立を図る。

1. 実施責任者

公共下水道の復旧は原則として企業管理者が行うものとするが、被災により実施できないときは、熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定締結先の市町村等の協力を得て実施する。

2. 公共下水道復旧方針

企業管理者は各施設の被害状況に基づく復旧計画を作成し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講ずる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス、水道事業者等との共同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

3. 復旧状況等の広報

地区毎の下水道使用可否について、愛情ねっと、ホームページ、LINE の他、広報車による巡回を行うものとし、被害が甚大な場合は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に広報協力を要請する。

4. 復旧方法について

復旧方法については、「災害時における下水の排除・処理に関する考え方(案)」(平成24年9月 国土交通省国土技術政策総合研究所)に基づき実施する。

第31節 男女共同参画の視点を踏まえた災害対策

市は、各災害対策を実施する場合においては、男女共同参画の視点を踏まえた災害対策を実施することとし、内閣府が示す男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針等を参考に、円滑な対策を講じるものとする。

1. 啓発活動及び相談窓口の設置

災害時に女性に対する暴力等の予防に関する啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して相談窓口を設置するものとする。

2. 避難所内の環境改善

市は長期化する避難所生活において、避難所内の環境の点検を行うものとし、関係機関等から提出された環境改善提案に対して早急に対処するものとする。

3. 必要物資の調達・支援

女性特有の避難物資の調達に関し、ニーズを積極的に把握するとともに、特有の物資の個別配布箇所の設置の検討、必要物資の情報収集等を行う。

4. 関係機関との連携

暴力対策などにおいては警察、地域の男女共同参画関連団体と連携して、男女共同参画の視点からの防災の取組を進めるものとする。

5. 平常時における取組み

市は、災害時において男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興の取組を行うにあたり、平常時から、男女共同参画関連施設等、警察等と連携して体制の整備に努める。

6. 避難所の運営

避難所の運営については、「避難所運営マニュアル」を基準とする。

第32節 防災関係機関等による業務継続計画

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に活用するため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、定期的な研修・訓練・点検等の実施や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価、検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。細部は、「荒尾市事業継続計画」による。

1. 大規模災害時における業務の継続

- (1) 大規模な危機の発生による被害や損失の拡大を防ぐため、「荒尾市防災計画書」等の計画に定められた事務分掌（応急対策業務）に基づく業務を行う。
- (2) 市民の生命・身体の安全、重要財産の保全など、休止することのできない優先通常業務を継続する。
- (3) 上記(1)及び(2)に必要となる職員、執務スペース、情報システム、ライフライン等の資源を優先的に確保することとし、重要業務以外の通常業務については、休止・縮小する。その後、(1)及び(2)の継続に影響を与えない範囲で、順次再開する。

2. 業務継続計画における重要6要素

- (1) 組織の長が不在時の場合のその職務を代行する職員の順位
市長不在時の第一順位代行者を副市長、第二順位代行者を総務部長とする。
- (2) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ア 代替庁舎の候補
 - (ア) 最優先候補：荒尾総合文化センター
 - (イ) その他候補：旧第四小学校、八幡小学校、旧第五中学校、中央小学校
 - イ 移転の時期・要領
災害の状況、応援部隊の状況、今後の体制等を考慮し、移転場所・時期・要領について決定する。
- (3) 電気、水、食料等の確保
停電時における業務遂行のための非常用発電機と必要な燃料及び職員等のための水、食料等備蓄を計画的に確保する。
- (4) 災害時もつながりやすい多様な通信手段の確保
災害時における使用可能な通信機器を把握し、住民への伝達や情報収集に必要な通信手段の確保に努める。
- (5) 重要な行政データのバックアップ
業務の遂行に必要な重要な行政データをサーバに一括保存し、災害時においてもデータを確実に使用できる体制に努める。
- (6) 非常時優先業務の整理
非常時に優先的に開始・再開すべき通常業務を非常時優先業務として各部署ごとに整理し、業務の停滞を防止する。

第33節 受援計画

災害の規模等に応じて他の地方自治体等から応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行する。細部は、「荒尾市受援計画」による。

1. 受援体制の整備

(1) 受援班の設置

総務部内に受援班（班長、人員調整担当、業務資源担当）を編成し、各部の担当と相互に連携できる体制を確立する。

(2) 関係機関の連絡先、協定運用担当の確認

各部署に受付窓口担当者を指定し、必要な業務の調整等を実施する。

2. 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室レイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資提供、人員派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

市は、平時から民間企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

3. 人的支援の受け入れ

(1) 受援対象業務の整理

業務内容ごとに担当者及び責任者を指定し、下記の受援対象業務を優先的に実施する。

- ア 指定避難所の運営
- イ 健康・保健活動
- ウ 物資集積拠点の運営
- エ 被災建築物応急危険と判定
- オ 被災住宅危険度判定
- カ り災証明交付業務
- キ 災害廃棄物処理

- (2) 業務別受援マニュアル
 - ア 担当業務の担当部署、責任者、受援窓口
 - イ 業務内容と役割分担
 - ウ 人的支援の要請先、求める職種・資格等
 - エ 業務資源（必要な資器材等、応援職員の活動環境）

3. 業務資源の受け入れ

- (1) 業務資源の整理
 - 「全庁共通」、「受援対象業務ごと」の観点で「何を、誰が、どこから確保するのか」を整理する。
- (2) 調達先の確保
 - 業務資源の調達先の確保にあたっては、関係機関等と協定を締結し、連絡先や協定の運用担当者について把握し、業務資源調達の体制を確立する。